## 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」 (新プラン) 骨子

地域において、児童相談所と市町村が役割分担しながら、全ての子どもに対して切れ目ない支援を提供するため、2019年度から2022年度までに以 下の通り児童相談所、市町村それぞれの専門職の配置を図るための取組を進める。

※ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」については、本骨子を踏まえ、最新の児童虐待相談対応件数等も考慮し、年内に策定する。

## I 児童相談所の体制強化

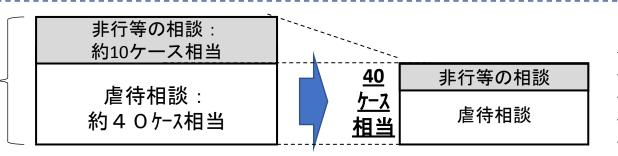
1 児童福祉司の増員

以下の取組を進めることにより、児童福祉司について<u>約2千人程度の増員</u>を図る。

- ※ 現行プラン(2016年度~2019年度):550人程度の増
- ※ 2017年度配置実績:3,253人

- (1)業務量に応じた配置の見直し
- 〇 児童福祉司の配置標準について、児童虐待相談への対応のみならず、非行、養護、障害などの相談対応を加味した配置標準へ見直し、虐待 対応職員の増員を図る。
- 児童福祉司一人当たり業務量が、児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せて、児童虐待相談40ケース相当の業務量となるように設定。

児童福祉司は虐待相談以外の 相談ケースも担当しているため、1人当たり虐待相談 約50ケース相当の業務量と なっている



児童福祉司1人当たりの業 務量を虐待相談以外の相談 も含め、虐待相談 約40ケース相当の業務量 となるよう見直し

- 上記増員に応じてスーパーバイザーを増員する。
- (2) 地域における相談体制強化のための増員
- <u>里親養育支援のための児童福祉司、市町村支援のための児童福祉司をそれぞれ配置</u>する。
- 2 児童心理司、保健師、弁護士について
  - ・児童心理司:上記児童福祉司の増員に合わせた配置
  - 保健師:各児童相談所一人を配置
  - ・ 弁護士:児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような体制強化
- 3 **一時保護所** 一時保護所の職員体制についても、強化を進める。

## Ⅱ 市町村の体制強化

- 1 子ども家庭総合支援拠点の強化
  - 市町村における相談体制を強化するため、必要な職員を確保して子ども家庭総合支援拠点の設置を促進する。
- 2 要保護児童対策地域協議会の強化
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員について、専門職配置、研修受講が義務化されていることを踏まえ、配置を支援する。

(現行)「児童相談所強化プラン」→(新)「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」骨子見直しポイント < 児童福祉司の増員について >

